第十一条の表第二十二条第五項の項中「第二十二条第五項」を「第二十二条第八項」に改め、同表第二十二条第二項の項の次に次のように加える。

第二十二条第四項	第二十条第一項の申請に係る障害者又は障害児の保護者	支給決定障害者等
第二十二条第五項	障害者又は障害児の保護者	支給決定障害者等

第十四条中「第五条第十八項第二号」を「第五条第二十二項」に改める。

第十六条中「第二十二条第五項」を「第二十二条第八項」に改める。

第十七条第一項中「第二十九条第四項」を「第二十九条第三項第二号」に、「に与える影響」を「の負担能力」に、「第二十条第三項及び第四項」を「第四十三条の五第三項及び第五項」に改め、同項第二号中「及び次号」の下に「並びに第十九条第二号ロ及びハ」を加え、同項第四号中「第二十九条第一項及び第四十三条の二第二項並びに附則第十二条及び第十三条第二項を除き、以下」を「以下この号、第十九条第二号ニ、第三十五条第三号、第四十二条の四第一項第二号及び第四十三条の三第二号において」に改め、同条第二項を削る。

第十八条中「基準該当障害福祉サービス」の下に「（次条第二号において「基準該当障害福祉サービス」という。）」を加える。

第二章第二節第四款の款名中「高額障害福祉サービス費」を削る。

第十九条を削る。

第二章第二節第三款中第十八条の次に次の一条を加える。

（法第三十条第三項の障害福祉サービスに係る負担上限月額）

第十九条　法第三十条第三項に規定する当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額は、次の各号に掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　指定障害福祉サービス等を受けた支給決定障害者等　次のイからニまでに掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額

イ　第十七条第一号に掲げる支給決定障害者等　三万七千二百円

ロ　第十七条第二号に掲げる支給決定障害者等　九千三百円

ハ　第十七条第三号に掲げる支給決定障害者等　四千六百円

ニ　第十七条第四号に掲げる支給決定障害者等　零

二　基準該当障害福祉サービスを受けた支給決定障害者等　次のイからニまでに掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額

イ　ロからニまでに掲げる者以外の者　三万七千二百円

ロ　支給決定障害者等であって、次に掲げる者に該当するもの（ニに掲げる者を除く。）　九千三百円

(1)　基準該当施設（法第三十条第一項第二号ロに規定する基準該当施設をいう。以下この号及び第四十二条の四第一項第二号において同じ。）に入所する者（二十歳未満の者に限る。）及び療養介護に係る支給決定を受けた者（二十歳未満の者に限る。）であって、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者について基準該当障害福祉サービスのあった月の属する年度（基準該当障害福祉サービスのあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が二十八万円未満であるもの

(2)　基準該当施設に入所する者及び療養介護に係る支給決定を受けた者以外の者（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限る。）であって、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属するその配偶者について基準該当障害福祉サービスのあった月の属する年度（基準該当障害福祉サービスのあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が十六万円未満であるもの

ハ　支給決定障害者等のうち、基準該当施設に入所する者及び療養介護に係る支給決定を受けた者以外のもの（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。）であって、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者について基準該当障害福祉サービスのあった月の属する年度（基準該当障害福祉サービスのあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が二十八万円未満であるもの（ロ及びニに掲げる者を除く。）　四千六百円

ニ　支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者（特定支給決定障害者にあっては、その配偶者に限る。）が基準該当障害福祉サービスのあった月の属する年度（基準該当障害福祉サービスのあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該支給決定障害者等又は支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者が基準該当障害福祉サービスのあった月において被保護者若しくは要保護者である者であって厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給決定障害者等　零

第二十条及び第二十一条を削り、第二章第二節第四款中第二十一条の二を第二十条とする。

第二十一条の三第三項中「第二十九条第六項」を「第二十九条第五項」に改め、同条を第二十一条とする。

第二十一条の四の表第二十九条第五項の項中「第二十九条第五項」を「第二十九条第四項」に改め、同表第二十九条第六項の項中「第二十九条第六項」を「第二十九条第五項」に改め、同表第二十九条第七項の項中「第二十九条第七項」を「第二十九条第六項」に、「第三項の厚生労働大臣」を「第三項第一号の厚生労働大臣」に、「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に、「第二十一条の三第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同表第二十九条第八項の項中「第二十九条第七項」に改め、同条を第二十一条の二とする。

第二十一条の五中「第二十一条の三」を「第二十一条」に、「第二十九条第六項」を「第二十九条第五項」に改め、同条を第二十一条の三とする。

第二章第二節第五款の款名中「、指定障害者支援施設等及び指定相談支援事業者」を「及び指定障害者支援施設等」に改める。

第二十二条第一項中「、指定障害者支援施設」を「又は指定障害者支援施設」に改め、「又は指定相談支援事業者（法第三十二条第一項に規定する指定相談支援事業者をいう。以下同じ。）」及び「、第四十条（法第四十一条第四項において準用する場合を含む。）」を削り、同項第一号中「児童福祉法」の下に「（昭和二十二年法律第百六十四号）」を加える。

第二十四条の表第三十六条第三項第九号の項中「第三十六条第三項第十一号」を「第三十六条第三項第十一号」に改める。

第二十四条の二の表第三十六条第三項の項読み替えられる字句の欄中「第十号」を「次の各号」に、「第二号から第十一号まで」を「第七号を除く。」に改め、同項読み替える字句の欄中「第十号」を「第一号から第六号まで又は第八号から第十三号まで」に改め、同表第三十六条第三項第六号の項を次のように改める。

第三十六条第三項第六号	サービス事業所	障害者支援施設
	指定障害福祉サービス事業者の	指定障害者支援施設の
	当該指定障害福祉サービス事業者	当該指定障害者支援施設の設置者